

章炳麟「虜憲廢疾」と「欽定憲法大綱」

小 林 武

要 旨

章炳麟（1869～1936）は、「虜憲廢疾」（1908）を書いて清朝の「欽定憲法大綱」を批判した。20世紀初頭、清朝は「新政」の一環として近代法制の改革に着手したが、彼の論文は、こうした流れの中におけるきわめて早い立憲制への駁論である。彼は、「欽定憲法大綱」が掲げた議会には決議権がないと批判し、また立憲制が封建制から離陸して久しい中国には適さず、専制下で自由に生きてきた齊民を抑圧すると言った。制度論的に批判する以外に、歴史的文化的視点からも駁論したのである。彼の批判の根底には、自由についての見方と地方自治の現実に対する反発が潜んでいる。

彼の論文の特徴は、立憲制に対して歴史的文化的視点から駁論する点にある。この視点は、彼の中国法についての批判的省察と連なっている。

キーワード：章炳麟、虜憲廢疾、欽定憲法大綱、立憲制、地方自治

問題の所在

章炳麟（1869～1936、号 太炎。以下太炎と言う）は辛亥革命の思想家であり、清朝考証学者でもあるから、従来、主としてその政治思想や学術思想などが研究されてきた。ところが、政治思想が考察された場合でも、彼の法律思想が検討されることは少なく¹⁾、清末における近代法の導入との関連で論じられることも稀であった。かつて太炎の法律思想は儒法闘争史観から検討されたことはあったが²⁾、そうした研究は1970年代の中国の政治状況を反映して政治的であり、太炎の法律思想研究としては、きわめて不十分なものであった。

そもそも法は、政治や社会の秩序を維持するための規範であり、強制力を伴ってその実効性を確保しようとする。だから、太炎の政治思想を論ずるとすれば、当然その法律思想は看過できないはずなのに、論じられることは少なかった。例えば太炎の代議制批判である。従来、それは特異な政治思想として、反代議制の議論や新たに構想された社会のユニークさに注目された。その新しい社会は、行政と国防を掌る総統、法律の専門家、教育を掌る学官の三者が柱に据えられて、立法は賢人が掌り、司法は立法から独立していた。しかし、新しい社会構想が何故そのような型をとったのか。この点は、考察が十分ではなかった。太炎の社会構想は法の在り方と深く関わっているので、彼の代議制批判を論じるのであれば、やはりその法律思想を考察することは必要であろう。

本稿は、太炎の『『虜憲廢疾』六條』（以下「虜憲廢疾」と言う）を手がかりにその立憲制についての見方を考察するものである。「虜憲廢疾」は、彼の「代議然否論」（『民報』24号、

1908年10月10日)の付録だが、「代議然否論」が『太炎文録』(1915)に収載される際、一緒に収められなかった。「虜憲廢疾」は、清朝の「欽定憲法大綱」(以下「憲法大綱」と言う)を批判したので時事性が強い、と判断されたからかと思われる。そのこともあってか、「虜憲廢疾」には、これまで十分な検討が加えられていない。

そこで先ず、太炎が法について論じた大きな背景を知るために、近代法の導入を概観する(第1節)。次に、「虜憲廢疾」の論点を明らかにするために、「憲法大綱」の性格を概観し(第2節)、「虜憲廢疾」の批判を具体的に見る(第3節)。そして最後に、「虜憲廢疾」の根底に歴史的文化的視点があり、彼の立憲制批判が自由と「地方自治」という中国社会の根本問題に関わっていたことを明らかにする(第4, 5節)。

第1節 清末における近代法の導入—「虜憲廢疾」の背景

先ず、「虜憲廢疾」が書かれる契機となった近代法の導入について、簡単に触れておきたい。「虜憲廢疾」の時事性を知るためである。

清末における近代法の導入は、清朝政府の新政の上諭(1901. 1. 29, 光緒二十六年十二月。以下西曆に統一)を受けて、両江総督 劉坤一と湖広総督 張之洞らが興学育才と近代法制の導入を上奏したのに始まる(1901. 10. 2)。清朝は義和団事件の後、政治の刷新を唱えて近代法制を受け入れようとしたのである。ただし、近代法の導入は清朝が自らが進んで選択したと言うより、日清戦争の敗北と義和団事件を経て変革を迫られた結果、選択せざるをえなかったと言うほうがよい。なぜなら清末の近代法導入は、市民社会への進展とパラレルに動いた結果ではなく、むしろ立憲制に改革して清朝を存続させようとした結果であり¹⁾、また西洋諸国が領事裁判権を放棄する条件として要求したからでもあった²⁾。近代法導入に関しては先学の研究がある³⁾。本稿では、清朝の立憲制の選択は、明治維新のような政治体制の変革を経ないで、旧体制のままに行われようとした点に留意しておきたい。旧体制のままに立憲制を導入する点について太炎は批判するが、汪精衛「駁新民叢報最近之非革命論」も、やはり「政治革命を為さざる者は、立憲する能はず」と批判している⁴⁾。清朝の場合、旧体制下で導入されようとした憲法は、日本との大きな相違をもたらしたのである(第2, 3節)。

近代法の導入に関して言えば、1902年5月13日に沈家本と伍廷芳に現行律令改定の命が下り、修訂法律館が1904年5月15日に設置された。近代法の導入が日程に上ったのである。そして1905年11月25日には考察政治館が置かれ、各国の政治を調査して中国の政体に適うものを探ろうとした。考察政治館は1907年8月13日に憲政編查館となった。同年7月7日に地方自治制を15年以内に施行することが期され、10月11日に沈家本、俞廉三、英瑞を修訂法律大臣に任命、そして10月17日には、各省に諮議局を設けて議員公挙の準備をする命が出た。翌1908年9月22日に、「憲法大綱」「議院法要領」などが上奏された。太炎が「虜憲廢疾」

を書いて「憲法大綱」を批判したのは、この直後の10月である。そして12月2日には9年以内に憲法を頒布して議員を召集する詔が出たが、予備期間が長いと不満が噴出して、1910（宣統二）年11月4日には宣統五年に国会を開くことに改められた。これは革命運動や民間の立憲運動が影響を与えた結果である⁵⁾。予備立憲のために、諮議局が地方の諮問機関として1909年10月14日に開かれ、資政院は政府の諮問機関として1910年10月3日に開かれた。

章太炎の法についての思索は、こうした立憲制導入や地方自治制施行の動きを背景になされたのである。そこで次に、太炎の批判がどこに向けられたのかを知るために、「憲法大綱」をあらまし見ておこう。

第2節「憲法大綱」の性格

「憲法大綱」は、憲政編查館が制定して1908年9月22日に頒布され、「君上大権」14条と「附、臣民権利義務」9条からなる。「憲法大綱」には「その細目は憲法の起草時に酌定する」と注記されていて、憲法策定のための骨子である¹⁾。それは「大日本帝国憲法」（明治22年2月11日。以下明治憲法という）に範を取る中国最初の憲法草案であるが、両者を対比すれば、両者の間に大きな相違のあることが分かる。「憲法大綱」が明治憲法の模倣であり、「君上大権」と「附 臣民権利義務」の全文23条中、17条が同じ文章であることはすでに指摘されている²⁾。太炎は「憲法大綱」の模倣性を批判しているが、いかに批判したのか。これを明らかにするために、まず「君上大権」部分を見ておこう。

【「憲法大綱」と「大日本帝国憲法」の対比】

	「憲法大綱」「君上大権」（「憲法大綱」各條の括弧部分は本文に附された割注）	備考（「大日本帝国憲法」条文との対比）
一	大清皇帝統治大清帝国。万世一系，（A） <u>永永尊戴。</u>	第一章「天皇」第一条（下線部（A）なし）。
二	君上神聖（B） <u>尊嚴，不可侵犯。</u>	第一章第三条（下線部（B）なし）。
三	欽定頒行法律及發交議案權。　（（C） <u>凡法律雖經議院議決，而未奉詔命批准頒布者，不能見諸施行。</u> ）	第一章第六條（下線部（C）），法律の裁可・不裁可権については、『大日本帝国憲法義解』にあり ³⁾ （以下『憲法義解』と言う）。
四	召集，開閉，停展及解散議院之權。　（（D） <u>解散之時，即令國民重行選舉新議員。其被解散之旧員，即与齊民無異。倘有抗違，量其情節以相当之法律處治。</u> ）	第一章第七條（下線部（D）はない）。

五	設官制禄及黜陟百司之權。 ((E) <u>用人之權, 操之君上, 而大臣補弼之, 議院不得干預。</u>)	第一章第十条 ((E) は, 第四章「國務大臣及枢密顧問」第五十五条に関連し, 同条第二項に, 法律・勅令・その他の國務に関する詔勅は國務大臣の副署が必要とあるのとは相違する)。
六	統率陸海軍及編定軍制之權。 ((F) <u>君上調遣全国軍隊, 制定常備兵額, 得以全權執行。凡一切軍事, 皆非議院所得干預。</u>)	第一章第十一, 十二条 (下線部 (F) は『憲法義解』にあり)。
七	宣戰, 講和, 訂立条約及派遣使臣与認受使臣之權。 ((G) <u>国交之事, 由君上親裁, 不付議院議決。</u>)	第一章第十三条 (下線部 (G) は『憲法義解』にその趣旨あり)。
八	宣告戒嚴之權。当緊急時, 得以詔令限制臣民之自由。	第一章第十四条
九	爵賞及恩赦之權。 (恩出自君上, 非臣下所得擅專。)	第一章第十五条
十	總攬司法權。委任審判衙門, <u>遵欽定法律行之, 不以詔令隨時更改。</u> ((H) <u>司法權, 操諸君上。審判官本由君上委任, 代行司法。不以詔令隨時更改者, 案件關係至重, 故必以已經欽定為準, 免涉分歧。</u>)	第五章「司法」第五十七, 五十八条。(ただし, 中国では皇帝が司法權を掌握してきた歴史がある。下線部 (H) は『憲法義解』の趣旨と異なる)。
十一	發命令及使發命令之權。惟已定之法律, 非交議院協贊奏經欽定之時, 不以命令更改廢止。 (法律為君上實行司法權之用。命令為君上實行行政權之用。兩權分立, 故不以命令改廢法律。)	第一章第九条 (ただし, 「命令」を發するのは, 「公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為」と目的を明記)。
十二	在議院閉會之時, 遇有緊急之事, 得發代法律之詔令, 並得以詔令籌措必需之財用。惟至次年会期, 須交議院協議。	第一章第八条第一, 二項
十三	皇室經費, (I) <u>應由君上制定常額, 自国庫提支。議院不得置議。</u>	第六章「會計」第六十六条 (下線部 (I) は『憲法義解』にあり)。
十四	皇室大典, 應由君上督率皇族及特派大臣議定。議院不得干預。	第一章第二条

「憲法大綱」は、立憲制と君主大権の関係をいかに考えていたのか。模倣された明治憲法でも、立憲制と君主大権の関係について、先学の理解には幅があるようである。「憲法大綱」の場合も、この点はあらためて検討する必要があるが、本稿では触れないが、少なくとも次のことは言えるだろう。

- [1] 皇帝の権限が極めて強く独裁的である (三, 五, 六, 七, 八, 九, 十, 十一, 十三条。以下条項の数字のみ略記)。例えば、法律は議院の議決を経ても、皇帝が認めない限り、施行されないのである (三)。天皇にも不裁可権はあるが、一度も発動されたことはないという⁴⁾。中国において、伝統的に天子は法を社会統治の道具と見なし、それに拘束されないと考えられてきたので⁵⁾、清朝皇帝は絶対無限の権力を持ち拘束されなかった⁶⁾。
- [2] 議院 (未開設) は翼賛するだけで、権限が弱い (三, 四, 五, 六, 七, 十四)。例えば「憲法大綱」では、国交に関することで議会は関与できない (七)。確かに『憲法義解』でも

外交は「議會ノ參贊ヲ假ラス」とあるが、それは「大臣ノ輔翼ニ依リ外交事務ヲ行フ」意味だとし⁷⁾、逆に全ての法律は、議会の協賛を経ることになっている（第三章「帝國議會」第三十七條）。「憲法大綱」で「用人之權」は、皇帝の專決であり、輔弼の大臣の副署を認めていない（五）⁸⁾。「憲法大綱」と同時に發布された「附 議院法要領」によれば、その第一条に「議員は祇だ建議の權あるのみ。並びに行政の責なし。事件を決議する所あるも、まさに恭しみて欽定を候つ^つの後、政府方めて奉行^ますることを得」とあって、議院はただ「建議之權」しかもたず、一切の決議事項について欽定を仰ぐ皇帝の諮問機関に過ぎない⁹⁾。太炎が、議員は議郎に等しいと批判した所以である（次節）。

[3] 「命令」を發する目的に言及されない（十一）。『憲法義解』は、「法律」を「必議會ノ協贊ヲ經」たもの、「命令」を「専ラ天皇ノ裁定ニ出ヅ」るものとするが、「命令」を發する目的は、「公共ノ安寧秩序ノ保持」か、もしくは「臣民ノ幸福ヲ増進スル」ためだとされる¹⁰⁾。

[4] 司法權は、皇帝がもっている（十）。明治憲法では、天皇の名において法律に依り裁判所が行うことになっている（第五章「司法」第五十七條）。『憲法義解』では、行政官が司法職を兼務する流弊を挙げる¹¹⁾。そして裁判官は法律の定めた資格を持つ者で、刑法の宣告か懲戒処分にならない限り、免職されることはないが（同上第五十八條）、「憲法大綱」にはその規定はなく、法律の欽定が重視されている。

[5] 「附 臣民權利義務」と併せて考えると、臣民の權利は、秩序を破壊しない限りでしか認められていない。例えば第二条に「臣民の、法律の範圍以内において有する所の言論著作出版及び集會結社等の事は、均しく其の自由を^{ゆる}准す」とあるが、「附 議院法要領」第十一条に、地方の「紳士」が議會主義研究として政治結社を組織し、金錢を集めたり割り当てたりして地方を乱せば、地方官が封禁して厳しく取りしめる、と付け加えられている（「紳士」については第5節）¹²⁾。立憲運動に対してさえ、清朝の一存で取り締まることが出来るのである。言論や結社の自由が認められたというより、清朝の支配秩序の安定が第一ということである。もちろん明治憲法においても、臣民の權利の扱いには微妙なところが残るが、少なくとも明治憲法策定の中心人物であった伊藤博文は、憲法創設の精神を君權の制限と臣民の權利保護に求めていた¹³⁾。清朝の憲法制定の意図は、次に触れる載澤の言葉から窺えるごとく、明治憲法の精神と同じではない。

以上だとすると、「憲法大綱」の基本的性格は、日本の立憲君主制が明治維新で旧体制を根本的に変革したのとは対照的に、逆に旧体制を温存するための施策であったと言える。1905年海外に憲政考察に派遣された大臣の一人載澤が帰朝後上奏した「奏請宣布立憲密摺」は、立憲制導入の利点として、①「皇位永固」、②「外患漸減」、③「内乱可弭」を挙げた。これらは、「憲法大綱」の基本的性格を端的に示すだろう。「皇位永固」について、彼は「立憲國家の君主は神聖不可侵であるから、行政に責任を負わず、大臣が負う。たまたま行政に失敗があっても、

或いは議会がこれに反対しても、或いはまた議院が弾劾しても、政府のそれぞれの関係する大臣が辞職をして、別に新しい一つの政府を立てるだけのことである。故に大臣の位は旦夕に代わるが、皇位は万世不易である。これが大いなる利の第一である」と述べる。憲法による君権の制約の有無、君権の超然性に関心の向けられていたことが分かる。また彼の『考察政治日記』に残る穂積八束や伊藤博文との問答を見ても、関心のありかが窺える¹⁴⁾。

穂積八束は、天皇の大権政治を重視する立場であるから¹⁵⁾、載澤に講義したのも肯ける。明治憲法には君主大権の論理と立憲主義の論理が共存しており¹⁶⁾、また清朝は君権の超然性に関心があったから、載澤が伊藤の講義から君主大権を正当化する論理を導いたとしても不思議ではない。彼らは大権政治の方向で理解したのである¹⁷⁾。「憲法大綱」とともに出された「議院未開以前逐年籌備事宜」によれば¹⁸⁾、9年後に憲法が宣布され、上下議院の議員選挙が行われる予定であったが、1910年11月4日には、宣統五年に国会を開くことに改められた。国会速開請願運動が高まり、また革命運動も激化した結果、立憲予備期間が短縮されたのである。しかし、問題は準備期間の年数ではなく、「憲法大綱」の基本的性格にあった。

要するに、清朝は立憲制を君主専制の延長線上で理解していたのである。当時京都シナ学派の狩野直喜は講演の中で、同時代人の眼で、清朝の立憲制導入と官制改革は困難だと評した¹⁹⁾。中国の現状を実地に見た上で、伝統的官制を支える基本観念と立憲制の前提が相容れぬというのである。このような清朝の「憲法大綱」を、太炎は「虜憲廢疾」の名で批判した。

第3節 「虜憲廢疾」の論点

章太炎の「虜憲廢疾」は、1908年10月10日の『民報』24号に掲載された。「憲法大綱」は同年9月22日に頒布されたから、彼の批判はきわめて早い反応である。ただ、太炎は立憲制そのものについて、早くから批判している。例えば「駁康有為論革命書」(1903)に、「公理がまだ分からず旧俗がつぶさに残っている民衆には、革命はしてはならないが、立憲ならしてもよいとは、一体どういうことか。どうして立憲の世に一人の聖王だけが上にいて、天下万民は未開野蛮だということか」と康有為の立憲への動きを反駁している¹⁾。太炎が「虜憲廢疾」を書いた1908年頃は、清朝による立憲制の導入が、康有為ら在野の立憲運動の枠を越えて政治日程に上った時期なのである。「虜憲」とは清朝政府の作った憲法を指し、「廢疾」とは癒やすことの出来ない病のことだが、「痴」の意味もあり²⁾、厳しい批判であることを示す。古い用例としては後漢、何休の『穀梁廢疾』がある。前節のように、「憲法大綱」は君主の権限と臣民の義務が強く、臣民の権利の制限が容易であった。「憲法大綱」の研究では、大抵議会の立法権の弱さが指摘されるが³⁾、太炎はいかに批判したのだろうか。

彼は、論文冒頭で「憲法大綱」の意図を指摘して言う。

「虜廷 擬する所の立憲草案は、大較ね日本を規模とす。其の意趣を推すに、百姓を佐くする為ならず、国家を保父する為ならず。惟だ皇室の尊嚴を擁護するに是れ急なり。亦た摭拾補苴して其の文を深没し、以て隱諱を為すも、各條自ずから相抵触する者あり。嗚呼。虜廷の疾、已でに死しても治らずして、憲法を以て之を療さんと欲す。憲法の疾は又た死しても治らず。 (満洲政府の制定した立憲草案は、だいたい日本をモデルにしている。その意図を推察するに、民衆を助けるためでもないし、国家を保ち治めるためでもない。皇室の尊嚴を守ることに急なのである。彼らはとりつくろって意味を何とでも解せるような文章にし、[本来の意図を]諱み隠しているが、各条文に抵触しているものがある。ああ。満洲政府の病は死んでも治らないほどだから、憲法を制定して治そうとしたところで、その憲法の欠点はどうしようもないものなのだ)」(「虜憲廢疾」、『民報』24号、1908年)

太炎は、「憲法大綱」の意図が清朝の存続にあって、民衆の幸福や国家の防衛にはない、と見抜いた。彼の「憲法大綱」批判は六条あり、制度論的批判に終わらない独自の視点とその根底に潜んでいる。見ていこう。

- [1] 章太炎は、「憲法大綱」の第一、二条が明治憲法に倣うことを指摘した上で、次の三点からその虚妄性を批判した。①中国に古より万世一系の歴史は存せず、日本とは違う。にもかかわらず「万世一系」(第一条)とことさら言うのは、歴史的事実でないばかりか、将来にわたって一家を永く存続させようという狙い(「永永尊戴」)からだ。②日本と中国は歴史風俗が異なり、人心も違う。日本人は懐旧の念が強く、天皇を推戴する気持ちが強い。しかし、中国の場合、満洲は中国を狂寇して我が世々の仇となった。日本人が明治憲法の第一、三条(前節)を制定したとき、子供でも厚く信じた。清朝が「憲法大綱」の第一、二条を制定したとき、達官でも腹で笑った。皇位の存続を願うなら、日本に倣う必要はなく、愛新覺羅氏にしか皇位は認めないと言えよのに、あえて「万世一系」と日本式にしたのは、愛新覺羅の名が歴史を汚したことを知り、已むを得ずそれを隠そうとした結果だ。③大清皇帝は何の功德があって中国の宗主たり得るのか疑問だ、と。

太炎は、明治憲法を模倣した点を批判する以外に、日本と中国との間にある歴史的文化的相違や清朝支配の正当性の不在を根拠に、「万世一系」の語が用いられた含意を読み解くのである。

- [2] 明治憲法には「万世一系」の文章があるが、皇位継承については『皇室典範』に委ねて、憲法としては「皇男子孫」としか規定していない。①満洲の家法では、適長を必ずしも立てないし、建儲をみだりに言うと極刑に処せられる。しかし、皇位は愛新覺羅氏の男子に継がれて、女子ではない。②「憲法大綱」は明治憲法第二条「皇男子孫之ヲ継承ス」を削ってしまい、その規定がないのは、西太后が垂簾の政をしていて、その諱みに触れるのを懼れたからだ。「万世一系」など存しない、と。太炎は、「憲法大綱」に男系の皇位継承が明

記されない深意として、西太后が実権を握る清朝の現実を指摘するのである。

- [3] 明治憲法は、天皇が年少の時及びその他の原因で国事行為が出来ない場合、摂政の項目を置く（第十七条）。しかし、太炎は「そのやり方一つではない」と言い、日本との比較を通して、光緒朝廷の二重権力状態を刷りだす。彼が「そのやり方一つではない」と言うのは、明治の『皇室典範』第五章「摂政」の規定を念頭に置いてのことであろう。すなわち、『皇室典範』には、普通、摂政には成年に達した皇太子もしくは皇太孫がなるが（第二十条）、皇太子・皇太孫が不在もしくは未成年のときは、①親王及王、②皇后、③皇太后、④太皇太后、⑤内親王及女王の順序で摂政になることができる（第二十一条）、という多様な選択がある。ところが太炎に言わせると、満洲の場合、日本とは違い、皇帝以外の者による権力執行では摂政とよぶ以上の現実がある。例えば載淳（同治帝）や載湉（光緒帝）が年少の時、二人の後妃が政治をした。皇帝が諭旨を発し、二人の後妃が懿旨を出した。群臣の章奏に対して、皇帝と皇太后が署名をした。これでは誰が政治主体なのか不明だ。戊戌政変の時、載湉はすでに成人しているのに、西太后が急に訓政を始め、今日でも依然続いている。もはやそれは摂政ではない。「此れ一国両君為りて、猶ほ日本の所謂院政のごとし」と言うのである。

確かに光緒朝以前にも、訓政が行われたことがある。乾隆帝が嘉慶帝に譲位した後も太上帝として訓政をし、同治初や光緒初にも、慈安皇太后と慈禧皇太后が訓政をしたのである⁴⁾。しかし、太炎が問題にしたのは、訓政が近代的に粉飾されること、すなわち、西太后が実権を掌握している光緒朝の現実と立憲制との乖離であった。

- [4] 「憲法大綱」第十三、十四条は、明治憲法を模倣して、それよりもさらにひどい、と太炎は言う。第十三条は、皇帝が皇室経費の常額を制定し、議院はそこに関与出来ないという規定であり、第十四条は、皇室大典は皇帝が督率する皇族と特派大臣によって定められ、議院はそこに関与出来ないという規定である。太炎の批判は、皇帝と皇族の在り方が日本とは違う点に向けられていて、皇室経費や皇室大典に議院が関与するかどうかにはないが、太炎は皇帝の私有財産に関して『嘯書』重訂本（1904）ですでに言及している⁵⁾。

さて、太炎は言う。日本の刑法では、臣民が天皇・三后・皇太子に危害を加えた場合、危害を加えようと謀った場合、そして不敬行為をした場合、それぞれに処罰規定がある。ところが中国の場合、秦の始皇帝以降、皇族は匹夫と同じ扱いになった。封建制の旧習は破られて一君万民となり、皇帝以下には階級が消え、平等になったのだ。漢晋の間、封建は残ったが、法律上、諸王は民衆と同じ扱いであった。旧中国では、皇帝のみ尊貴で、皇帝に対する不敬罪は存したが、皇族に対する不敬罪はなかった⁶⁾。ところが、「憲法大綱」の頒布にともなって新刑律がそこに付随し、皇族への不敬罪も生まれた。昔、突訢や突劬を弾劾する者があったが、法律上規定がないので、どうすることもできなかった。今、軍機の領袖はいつも親王であるが、彼らは貪婪無芸なのに官を論ずれば財を言い、爵位を授

ければ賄賂をもらう有様だ。日本が皇族を尊厳に出来るのは、僅かの皇族ですら政官になれず腐敗していないからで、中国とは事情が違う、と⁷⁾。

太炎は、清朝が中国と日本の社会慣習上の相違を無視し、法という外形だけを模倣して皇族の腐敗を法律で守ろうとする、と非難するのである。この非難の根底には、一君万民体制下の平等という歴史認識がある。

[5]「憲法大綱」には議院に建議の権しかなく、全ての決議案件は恭侯欽定の後で政府が始めて行うことが出来るとされる（第三条など）。決議は欽定を待つわけだから、いわゆる議員とは漢代の議郎のような存在でしかない。清朝には議郎のポストはないが、給事や監察御史には建議権があるから、ことさら議員を設ける必要はない、と揶揄する⁸⁾。太炎は、清朝が立憲制を採るとしながらも、議院に建議権がなく、皇帝が超然としている矛盾を批判したのである。

[6]「憲法大綱」末尾の「附 臣民權利義務」第七條「臣民按照法律所定、有納稅兵役之義務」について、太炎は二点で批判する。一つ目は、税法上の問題点から、二つ目は、民衆すべてに兵役を課そうとする清朝の秘められた意図からである。康熙帝の時、一条鞭法を地丁銀に改め、丁銀を地賦銀にくみ込んだので、誰でも全て納税する訳ではなくなった。納税を求めるなら、版籍を整えねばならず、結局それは唐代の租庸調に復帰して、募兵制を府兵制に戻すに等しい。だのに敢えて納税と兵役の義務を言うのは、民心の不安定を鎮めるために違いない。日本のようにもっぱら国防のためではあるまい、と言うのである⁹⁾。

以上、要するに、章太炎の批判は次の五点にまとめられる。①清朝支配の正統性の不在。②皇帝と西太后との二重権力状況。③清朝皇族の政治関与による腐敗。④議院の建議権の不在。⑤臣民に納税と兵役の義務を課すことの制度的矛盾である。すなわち、彼は立憲制に対して制度論的な批判（④⑤）を加えるとともに、清朝政府の腐敗や中国を統合できない現状をめぐり出したのである（①②③）。①②③は太炎独自の論点であり、④⑤は、従来の中国憲法史研究でも指摘されてきた事柄である。前者の論点を支えているのが中国の歴史や日本との文化的相違についての見方である。明治憲法を模倣しても覆いきれない清朝政府の実態を暴き、制度と現実との乖離を指摘にしたものと言えよう。

とくに太炎の腐敗に対する嫌悪感、皇族に限らず、立憲運動に携わる人間にまで及んでいる。例えば彼は、国会速開を唱えた楊度（1875～1931）も腐敗していると批判した。楊度は、湖南湘潭の出身で、王闓運の弟子であるが、戊戌の後、日本に留学した。東京では、立憲派の梁啓超などと交わり、革命派の黄興や宋教仁ともつきあった。1907年「政俗調査会」（後に「憲政講習会」「憲政公会」と改称）を設立し、立憲運動の目標を「民選議院の設立」に置いて国会請願運動を始めた。1908年には、「憲政公会」に加わりながら、任官して憲政編查館に入り、袁世凱に面識を得た。「憲法大綱」が頒布されて一部の立憲派から批判が起こると、楊度は「憲法大綱」と「議院未開以前逐年籌備事宜」の策定には関わっていないと弁明したが¹⁰⁾、その真

偽のほどはともかく、彼が「憲法大綱」策定に関わっていたと周辺から見られていたことは疑いない。太炎は、そうした楊度を口を極めて非難する。

「彼の憲法は既に人民に請願の権を与へず。電文もて陳乞すと雖も、亦た將に閉拒不通にして建議の権を議院に収縮せんとす。是れ民権此に因りて愈いよ削らるること甚だし。楊度の專固自恣なること、更に康有為よりも甚だし。（あの憲法は、民衆に請願する権利を与えていない。電文で請願してみても、拒まれて不通になるようにして、議院だけに〔民衆の請願を代表させて、そこに〕請願権を取収させようとしているわけだ。民権はこれによって益々削られてしまうだろう。楊度は、康有為以上に〔立憲に〕執着して好き勝手にやっている）」¹¹⁾

太炎が議院に民衆の請願権を代表させることに異議を唱えるのは、議院が主として「紳士」や官僚から構成されていたからである。例えば1910年資政院各省互選議員98人中、進士26人、挙人37人、貢生18人、生員11人、監生1人と約95%が「紳士」や官僚たちであった¹²⁾。「紳士」の立場からすれば、立憲制は地方自治と考えられるが、太炎からすれば、民権を抑圧する制度に他ならない（第5節）。したがって、立憲制を推進する楊度は許せないことになる。太炎の楊度批判は続く。

「彼の楊度なる者は真に屠腸支解しても足らず。其の東国を師資し、事事に侷色揣称して、惟だ或ひは失はんことを恐るのみ。豈に悟らん、(A) 彼の国君と民間とに積恩ありて細讎なきを。又た(B) 近ごろ封建を承けて国内の藩鎮を移すの戦争を以て、これを翫むるに對外を以てするを。祇だ其の弛むを見て未だ其の張るを見ず。(C) 今の虜政府なる者は、豈に封建の末流を承けんや。楊度が輩の用意を推すに、尚ほ日本の専ら国防の爲めにする者の如きには非ず、(D) 徒だ民心の野に靖んぜず斬木の雄あらんことを懼るのみ。（あの楊度という奴は、本当に八つ裂きにしてもまだ足りないくらいである。日本を手本とし、何でも上手に真似をしようとして、失敗することばかり懼れている。彼には日本の天皇と民衆の間に〔中国とは違って〕積恩はあっても僅かの不和もないことが分かっていないし、最近日本が封建制を廃止し諸侯を移して〔近代的な体制にしようとして起こった士族の〕反乱で〔生まれた不満を〕對外問題〔に目を向けさせること〕で終息させようとしたことが分かっていないのだ。たんに日本の政治的に緩んだところだけを見て、緊張したところがあったのを見ないのである。今の清朝政府はどうして〔日本のような〕封建制の末流であろうか〔中国はすでに封建制を脱して長いのである〕。楊度らの意図を推測すると、〔彼らが「憲法大綱」を作った意図は〕日本のように国防のためではなく、民情が不安定で〔木を斬って武器とする陳勝のごとき貧民の〕反逆者が生まれることを心

配してのことだ)』¹³⁾

「楊度は鴟張夸夫にして、眉を伸ばし頸を延ばして、喁喁として国会を開かんことを請ふ。満政府は其の請の如く、果たして九年を刻して憲政実行の日と為す。 (楊度は梟が翼を広げたかのように勢いづいてやりたい放題、浮薄で威張る人間だが、晴れ晴れとした顔つきで期待をこめ、上を向いてうるさく国会開設を請願した。満洲政府はその請願通り、果たして九年を期間として憲政実行の日とした)』¹⁴⁾

章太炎の楊度に対する非難は、「專固自恣」「屠腸支解不足」「鴟張夸夫」と感情的色彩を帯びている。それは「憲法大綱」が明治憲法と異質なのに、楊度がそれを推進しようとして、清朝に取り入れたからである。太炎からすれば、楊度のような日本留学生であれ、西洋留学生であれ、利禄追求の点では同じであった。例えば彼は、「馬良請速開国会」(1908)の中で、次のように述べた。日本留学生の国会速開論者は3年を期とし、満洲政府の立憲論者は10年、西洋留学生は20年を期とすべしと主張する。日本留学生が3年と言うのは、自らの法政学習が完成したので、他の法政学生が増えて富貴になる機会をなくすことを懼れてのことだ。また、西洋留学生が20年と言うのは、自らの法政学習が未完なのに、速開すれば日本留学生に機会を奪われることを心配してのことだ、と¹⁵⁾。憲法起草にあたって、このように「東方学生(日本留学生)」という言い方をしたのは、楊度のみならず、章宗祥、汪榮宝、曹汝霖、恩華ら日本留学生が憲政編查館の職員になり、近代法典の起草作業にあっていたからである¹⁶⁾。そして次のように断じる。

「持する所は同じならざれども、其の利禄の為にするは則ち一なり」¹⁷⁾

日本留学生と西洋留学生とは立場が違うが、利禄追求の点では同じだと太炎の眼には映った。彼はもともと人間が功利的に動くことを嫌い、反功利主義の立場に立つ¹⁸⁾。立憲制導入の背後に、彼はそれを必要とする政治的要請とは別に、功利主義的動機を見いだし、立憲運動の推進者を倫理的に批判したのである。

上に引用した楊度批判を見ると、太炎独自の視点が分かる(下線部A, B, C, D)。一つ目は、日本と中国の根本的な体制の歴史的相違である(B, C)。日本は封建制から脱して間もないが、中国は封建制から脱して二千年ほども経っており、こうした歴史的段階の相違は無視できないというのである。二つ目は、天皇制と清朝支配との文化的異質さであり、清朝支配の正統性に関連している(A, D)。日本の民衆は天皇に積恩を感じているが、中国の民衆は清朝支配に同意していない。そうした文化的相違を無視して近代法を導入しようとするのは、現実を覆い隠す事ではないというのである。「憲法大綱」の内容批判でも、清朝皇帝の「万世一系」や「神聖尊嚴」をめぐって、日本と中国との間にある歴史的文化的相違を指摘してい

た（第3節）。太炎がこのように立憲制導入を歴史や文化と関連づけて見たので、その議論は中国社会の性格に関わる根本的なものになった（第4、5節）。

そこで次に、彼の歴史的視点、すなわち「虜憲廢疾」の根底にある封建制の認識について検討してみよう。中国は二千年間自由であったとは、いかなる意味であったのか。

第4節 「虜憲廢疾」の基底にあるもの（1）—自由の追求

章太炎は代議制を批判したが（「代議然否論」）、その根拠の一つが、中国は久しく平等社会だということである。封建制は秦によって崩壊し、中国は自由平等となったのに、代議制は民意を不通にして民衆の自由平等を抑圧するというのである。彼の立憲制批判は、以下のように反代議制の議論と連なるが、中国社会に対する批判的認識がその根底にあった。

まず中国が久しく平等であり、代議制は自由を抑圧するという点についてである。太炎は言う。

「代議政体は能く民権を伸ばすに非ずして、^{まさ}適にこれを堙鬱す。蓋し政府と齊民と^{わづ}纔かに二階級あるのみ。横ざまに議士を其の間に置かば、即ち分かれて三と為る。政府は誠に一の牽制する者多し。齊民も亦た一の抑制する者多し。欧美、日本これを行ふも、民愈いよ困窮し、未だ其の元元の福たるを見ず。是れ中国に在りては、則ち勢ひ尤も東西に異なり。一に曰く、封建を去ること久しきかこれに近きか。代議に比する者は封建の変形なるのみ。君主立憲は、其の趣き尤も近し。…欧洲諸国は憲政初めて萌芽し、封建を去ること直だに三四百歳、日本すら且つ一世に逮ばず。封建の政、民を遇すること溼薪を束ぬるが如し。漸く専制に及べば、地主猶ほ横なり。是において立憲政に更む。民固より其の故に安んず。　（代議政体は、民権を伸ばすものではなくて、まさしくこれをふさぐものである。思うに〔中国には〕政府と民衆との間に二つの階級しかなかったが、ほしいままに代議士を置くと、三つの階級が出来ることになる。政府には牽制する者が一つ増え、民衆にも抑圧する者が一つ増えるわけだ。欧米や日本では、代議政を実施しているが、民衆はいよいよ苦しんでいて、それが民衆の幸福になっているとは聞かない。代議制は中国の場合、欧米や日本と事情が違うのである。一つ目は、封建制を去ることが遠いか近いからである。代議制に比べるのは、それが封建制の変形にすぎないからだ。君主立憲は、もっともそれに近い。…西洋諸国は憲政が始まったばかりで、封建制を去って三、四百年ほどしか経っていない。日本もまだ百年にもならない。封建政治は、民衆を濡れた薪を束ねるように酷薄に扱った。次第に専制政治になっても、地主は専横であった。そこで立憲政治に改めた。民衆はもとよりそのことに安んじた。）」¹⁾

太炎によれば、欧米や日本が封建制から離陸して間もない段階なのに、中国はすでに二千年間も自由で平等な社会である。封建制を脱して間もない欧米や日本では君主立憲を採用できるが、平等社会の中国には不向きなのである。ことさら自由平等を棄てて、代議士を民衆の上に置き、民衆の自由平等を圧迫することはない、と。

では、その自由平等とは、一体何なのか。

「中国を捫一して既に二千稔、秩級已でに弛み、人民等しく夷らかなり。名づけて専制と曰ふも、其の実放任なり。（中国が統一されて二千年たち、階級はすでに緩やかで、民衆は平等である。中国は専制だと言われるが、実は放任である）」²⁾

太炎の言う自由平等とは、専制下における放任状態から生まれる無拘束、いわゆる「鼓腹撃壤」の生き方を意味する。代議制の導入は、この生き方を抑圧すると言うのである。

「故なくして議士を建置すれば、廢官豪民をして其の間を梗塞ぎ、以て相陵轢せしむ。斯れ乃ち民権を挫抑して、これを伸ばすには非ず。（訳もなく代議士を置くと、腐敗した官吏や勢力のある民を政府と民衆との間において閉塞させ、力づくで踏みにじるようにさせてしまう。これこそ民衆の権利を抑圧するものに他ならず、伸ばすものではない）」³⁾

しかし、なぜ代議士が自由平等を壊すというのか。近代化して産業社会に進もうとすれば、かつてあった自由放任が失われるのもやむを得ないのではないか。一般的に言って、近代化すれば都市化や産業化が進行し、社会の統制が進んで、社会関係が緊張したものになる。ところが、太炎は中国の近代化をそのようには望まなかった。立憲制の導入によって自由放任が失われたら、齊民への抑圧が大きくなると思った。これは、専制の方が立憲制よりまだましだという判断があるからである。彼は言う。

「漢世を訖るまで封建を去ること猶ほ近し。故に昭帝の塩鉄・榷酤を罷むるは、則ち郡国の賢良文学これを主とす。皆略は国会の似し。魏晉以降、其の風始めて息む。今に至るまで又た千五六百歳、而るに議する者は古初に逆反らんと欲し、合するに泰西立憲の制を以てす。庸下なる者すら且つ沾沾として日本を規とす。悟らず、彼の封建を去ること近く、我の封建を去ること遠きを。封建を去ること遠き者は、民皆な平等たり。封建を去ること近き者は、民に貴族黎庶の分あり。立憲に效ひて民をして貴族黎庶の分あらしめる与りは、王者一人権の上に乗り、規摹廓落して則ち苛察遍くは行はれず、民猶ほ以て其の死を紓むを得るに如かず。（漢末になっても、封建制からはまだ近かった。それ故、漢の昭帝（前 87～前 74 在位）が〔民衆を苦しめるので〕塩鉄や酒の専売やめたのは、郡国

の学問や才徳のある人々に議論させたからだ。これは大体国会に似ている。魏晋以降になって、〔郡国の優れた人々に意見を聴取するという封建的な〕風習がやっと終わった。今日に至るまで千五六百年たっているが、論者は封建制の古き時代に逆戻りし、それを西洋の立憲制に合わせようとしている。凡庸な者でさえ浮薄にも日本を模範にする。彼らは、日本が封建制から離陸して間もないが、中国の場合は、時間が経っていることが分かっているのだ。封建制を離陸して時間が経っていれば、民衆は平等である。封建制から近ければ、社会に貴族と民衆との身分差が残る。立憲制の真似をして社会に貴族と民衆の身分があるよりは、帝王が一人で権力を握り、制度が大まかで苛酷な監察が遍ねくは行き渡らず、民衆がその分長生きできる方が良い)』⁴⁾

民衆は二千年間専制権力の「苛酷な監察」から離れてゆるやかに生きてこられたのに、代議士が生まれると、政府権力と民衆との間に介在して、彼らの専横が公認される、と太炎は危惧したのである。彼がこう見たのは、土豪や商人（「駟儉」）、官僚が地域社会に跋扈してきた現実があったからだ。それは「地方自治」と呼ばれる地域秩序である。代議士が民衆の自由を壊すと考えたのは、上のように中国の基層社会を歴史的に理解した結果である。それでは、中国の実情に即した、抑圧の大きくならない中国式の近代化とは、いかなるものか。太炎は代議制批判と「諦実之共和」社会の構想をもって、この問いに答えた。

ともあれ次節では、代議士が自由平等を壊すという彼の考え方を理解するために、「地方自治」について、必要な限りで触れておきたい。

第5節 「虜憲廢疾」の基底にあるもの(2) — 「地方自治」への反発

「地方自治」やその担い手である「紳士」についての研究蓄積は厚く¹⁾、「紳士」概念一つにしても、研究者や対象にする時代によって広がりがある。ここでは「地方自治」について、太炎の考え方を理解する限りで大まかに触れることにしたい。

瞿同祖によれば、清代、「紳士」は地方のエリートとして当地の社会を代表し、官吏と共に地方行政を共同管理して、政治にも参画した²⁾。明清期において、それは官・農・工・商以外を指す特定の社会集団である。初めは科挙合格者を指したが、後には挙貢生員にまで拡大して、その集団構成は複雑である³⁾。「紳士」にも区別がある。「紳」は政府の官員で「官紳」と呼ばれ、「士」は功名や学銜があるが未入仕の者で「紳士」層の下位にあり、「学紳」と呼ばれる⁴⁾。「紳士」は差徭を優免されたり、徒刑以下の刑罰を免除されるなどの封建的特権を享受し、平民や地主とは違った身分として郷曲に武断していた⁵⁾。彼らの仕事は、堤防や道路の修築といった公共工事、育嬰堂や普濟堂などの福祉、孔子廟や学堂の運営、保甲の管理、地方の公産管理などであった⁶⁾。近代に入ると、彼らは地方の新式学堂の学務なども担当した。こうした

役割からも窺えるように、彼らには官の支配を民衆に伝え、その一方で民衆の代言人になるという二面的性格があった⁷⁾。近代になり、洋務運動によって「兵戦不如商戦」（鄭觀応）といった商業重視の考え方が浸透し始めると、彼らは「商人」として活路を見いだした⁸⁾。「紳商」「士商」「中等社会」という言葉は、彼らの社会的地位を表現している⁹⁾。つまり、彼らは士農工商という封建的身分の首位にありながら、近代的な重商主義を唱えて実業や商務を實踐し、西洋近代文化の担い手でもあったのである¹⁰⁾。

ところが社会的リーダーであるにもかかわらず、彼らは田賦をのがれるといった利己的行為をしたり、人の田地を奪い婦女に暴行するなどの不法行為をした¹¹⁾。つまり、清末の「紳士」は、儒教的教養をもちながら新しい文化の担い手となり、また封建の特権をもつリーダーでありながら不法行為をなすというアンビバレントな性格をもっていたことになる。「商末」を是とする儒教的建前にたつて、商業活動をする。あるいはリーダーでありながら、違法行為をする。社会倫理から見れば、これは矛盾も甚だしいことになる。清末の諮議局議員に「紳士」の占める割合は九割あまりにもなるが¹²⁾、「諮議局の人は、翰林進士ではなく、挙人秀才だ」という言葉もあったという¹³⁾。これは、清末の立憲制は地域のリーダーである「紳士」によって推進されたが、彼らは必ずしも科挙の上級試験に合格したエリートばかりではなかったということである。

そもそも儒教を奉ずる士人が商業に携わることは、倫理の問題として見れば、儒教の農本商末思想と近代功利主義の対立をどう解決するかに関わる。すなわち儒教は、抑商主義の立場に立って節欲を唱えるが、逆に、近代功利主義は、市民社会の倫理として富の追求を是認する。欲望節制と欲望是認と、「商末」と「商本」と、倫理的な二律背反に対して、いかに答えるのか。これが清末の士人には問われていたのである。当人が儒教の農本商末思想を古めかしいものと見なして、いくら商務の重要性を唱えても、儒教と近代功利主義との間に潜む倫理的な二律背反は解決したことにはならない。かといって、儒教を信奉せずに商業活動をして、19世紀後半、商業は政府の規制下におかれていたから、活動が制約されて不利になる。「紳商」になるのは当然であり、彼らが清朝から自治を認められて苛捐雑税の徴収を請負うなどして、民衆を支配したという研究もある¹⁴⁾。立憲運動は、「紳士」たちに担われていたが¹⁵⁾、地域における「紳士」支配の現実が、太炎に代議士が「民権を挫抑する」と批判させたのである。

太炎は反功利主義の立場から、康有為を始めとする立憲派や「新党」の腐敗を批判した¹⁶⁾。それは、上述した倫理的な二律背反に対して、彼らが答えないままに功利的であったからである（太炎自身は「純白の心」を核にした反功利主義思想を基に、この課題に答えた¹⁷⁾）。「革命之道德」（『民報』8号、1906年）で、太炎は道德を十六等に区分し、第七等「通人」以下を道德が下劣だとした¹⁸⁾。第九等は「胥徒」で、地方役所の下級役人であり、不正を働いても制度の運営上やむをえないものとして黙認されてきた¹⁹⁾。第十等は「幕客」で、地方官のブレインである²⁰⁾。第十一等が「職商」であり、「紳商」を指す。第十五等が「差除官」であり、地域に

新設された役所で末端権力をふるう候補道や候補知県である。彼らは必ずしも「紳士」層に属すとは限らないが、基層社会で権勢をもつ。こうした基層社会の現実への反発や倫理的腐敗への嫌悪が太炎に代議制を批判させたのである。

そこでさらに代議制は齊民を抑圧するという太炎の考え方を理解するために、康有為「公民自治篇」を例に検討してみよう²¹⁾。本篇は、「紳士」層を「公民」として政治に参加させる議論である。康有為は言う。欧米各国や日本が民衆を国の本とするから、法律が機能して国家は富強なのだ。誰もが政治に参加する権利があり、憂国の責任感をもっている。こうした権利（選挙権と被選挙権）と責任感をもった民衆を「公民」と呼ぶ。「公民」であれば、①愛国心が日々強まり、②貧民を恤れんで互いに励み、③自分の行動に恥を知り、④国家の学が啓蒙されるという長所がある。ところが中国は、民智がまだ開かれず、議院も急には実施できない有様だが、省・州・県・郷レベルの自治なら、実行可能である。地方には、「紳士」がいるからだ。「公民」の資格としては、①経年居住していること、②二十歳以上、③家が卑賤の職業ではないこと、④犯罪歴のないこと、⑤貧民に施しをすること、⑥十元の公民税を納付することの六つである。「公民」になると、郷や市、県や府などの議員になることもできる。「今吾中国の大、病は官の民に代わりて治め、民に自治を聴^{ゆる}さざるに在り。之を救ふの道は、地方自治を聴すのみ」と²²⁾。

康有為は、こうして郷、市、県、道・府、省各レベルの地方自治プランを構想する。例えば県レベルのプランでは、県議会議員を「公民」が選挙する。「公民」は、一市・一郷から資格に適う者を一人選挙するというのである。すなわち、選ばれるのは、①当地に1年以上居住する者、②二十五歳以上、③大農・大工・大商以上の者で萬金の家産がある者、④外遊経験者、⑤大学卒業、士人・諸生の学識者、⑥学校・病院・工芸院などが創設できる者である。康有為は様々な地方自治プランを提示する際、団練の「南海同人局」を構想の一例として引く。「南海同人局」は局長2人、局勇20人、書記1人、司会1人の構成で、36郷、男女5万人を治めている。局長には進士・挙人・諸生がこれに当たり、局勇（警察官のごときもの）は武官が統率している。ここでは重要事項を進士・挙人・諸生らの「紳士」が審議し、議会の扱う範囲は、社会の秩序維持・救貧・徴税・教育・裁判など実に広い。局紳は郷紳の中から選ばれ、官がそれを承認する。重要事項は、「紳士」層が議論するのである²³⁾。康有為は、こうした「地方自治」に弊害のあるのを認めた。弊害とは、世家や巨紳が局紳になり、郷里に盤踞武断して小民を压制することである。しかし、それは「貴紳遺制之害」であり、旧俗が「国治」に出で「民治」を基礎にしないからだ、と言うのである²⁴⁾。つまり、「地方自治」の弊害は「貴紳遺制之害」にすぎず、「民治」になれば問題はなくなるというわけだ。彼の言う「民治」とは、制度的に公認された「紳士」の政治参加ということになる。康有為は、清代において地方の末端行政を非公式に共同管理してきた「紳士」権力²⁵⁾を制度的に公認せよと言うのである。

事実、諮議局章程（1908年7月8日）は、議員を選挙できる者は、その省に貫籍のある二

十五歳以上の男子で、次の要件の一つ満たすべきだとしている。①本省で学務や公益事務に3年以上携わり成果をあげた者、②本国や外国の「中学」卒業か、もしくは「中学」と同等以上の学歴のある者、③挙貢・生員以上の出身者、④実缺の職官の経験者（文官七品以上、武官五品以上）、⑤本省内の地方に五千元以上の営業資本か不動産を所有する者（第三条）。さらに本省に貫籍はないが、10年以上寄拠している二十五歳以上の男子で、一万元以上の営業資本もしくは不動産を所有する者にも選挙資格がある（第四条）。選挙される者は、本省の貫籍があるか、10年以上寄拠している三十歳以上の男子である（第五条）²⁶⁾。諮議局章程は、明らかに議員として「紳士」や商人を想定している。「地方自治章程」（1909）によれば、「地方自治」とは、「専ら公益の事を辦じて宜しく官治を輔佐すべきを以て主」とするものであり、「地方の公選によりて合格した紳民は、地方官の監督を受けて辦理する」（第一章総綱 第一節自治名義 第一条）とある²⁷⁾。清末の「地方自治」は、立法というより、「紳士」が国家行政の末端を担うことを制度的に公認するものであり、彼らを近代化の推進者として旧来以上に強く「官治」の中に組み込もうとするものであった²⁸⁾。

康有為とは違った見方から「地方自治」の実情を伝えた論文がある。茗蓀の論文「地方自治博議」である²⁹⁾。彼は郷紳と長官が地域で互いに依存しあっている様子を見て、「紳衿は武断にして長官を攀援すれば、長官は益すます恣にして紳衿を庇護す」と言い、「自治之権、発之于官、操之于紳」と評した。そして1892年、彼の故郷に起こった飢饉と暴動に触れている。茗蓀は言う。かつて村に「豪横」がいた。普段は小役人にすぎないのに、自らを維新の偉大な人物と思ひ込み、災厄に乗じて祠廟の地に公案を設け、生殺の権を恣にし、また団練を口実にして稜威を振るった、と。康有為のような立場からは、団練や郷紳支配が「地方自治」の基本とされるが、茗蓀のような日本留学生から見れば、立憲運動の唱える「地方自治」は、古めかしい秩序意識の延長線上にある。村の「豪横」が旧体制下の下級官吏でありながら、維新という新思想を唱えていた有様が窺える。清末の立憲運動は、実際には地域社会における「紳士」の日常支配の公認を意味した。だからこそ、太炎は、代議制が皇帝と民衆の二つの階級の間に存した自由を壊して、「廢官豪民をして其の間を梗塞^{ふさぎ}ぎ、以て相陵轢^{おさ}」させるものと批判したのである。

代議制を「封建の変形」とする見方は、太炎に限らない。例えば康有為も地方自治は古の封建だと述べ³⁰⁾、また封建制からの離陸が自由を生んだと見た。康有為は言う。

「吾が中国二千年郡県に改めし後、既に世々の諸侯大夫なく、人人平等なり。封建の圧制なく、民久しく自由なり。学業宗教は、士農工商、皆自ら之を為^{おさ}むるを聴^{ゆる}す。（わが中国は、この二千年間〔封建制を〕郡県制に改めて以降、世襲の諸侯や大夫の身分がなく、誰もが平等であった。封建的な圧制もなく、民衆は久しく自由であった。学問や宗教は、身分を問わず、自分で修めることが許されたのである）」³¹⁾

康有為は、別のところでは、中国が封建制から離陸して久しく自由平等であって、フランスなどとは違うとも述べている³²⁾。専制下の自由が無拘束の意味だとの認識では、康有為は太炎と同じであるが、自由の評価が太炎とは違うのである。康有為からすると、地域社会の伝統的自由は、立憲制の基礎となる近代的性格をもたず、そのまま容認される類ではなかった。ところが太炎は、それを伝統的自由は権力の圧制から解放されている望ましい在り方と考えたのである（前節）。近代化の考え方が違うのである。康有為は「地方自治」を国家行政の末端に組み込むことを近代化とするのに対し、太炎はそれを圧制の日常化と理解して反駁した。太炎は言う。

「是の二例に循ひて、以へらく中国 立憲代議の政を行へば、其の民を蠹^{そこな}ふこと 尤も専制より劇^{はげ}しからんと。今の専制は、直^ただ刑罰^{あた}の中らざるを害と為すのみ。他は猶ほ病少なし。立憲代議は、將に一切民をして幽谷^{しづ}に淪めしむ。夫れ民を賊^{そこ}なふ者は、専ら官吏に非ず。郷土の秀髦^{いよいよ}、権力絶尤なれば、則ち害は民において滋^{そこな}よ甚だし。…豪強の民を妨ふこと是の如し。幸ひにも其れ野に在れば、法は尚ほ施くを得。今超えて議士と為れば、虎の冠を著くるを為す。其の民を妨ふこと愈いよ況^まさざらんや。 （上の〔封建制を離陸して久しいかどうか、国の広さと人口の多さ〕という二つの例からすると、中国に立憲制と代議制を導入すれば、民を害することは、専制以上に甚だしいと思われる。今の立憲制と代議制は、刑罰が〔罪と〕釣り合っていないのが弊害であり、他の欠点は少ない。〔ところが〕立憲・代議制は、まさにすべて民を幽谷に落とすようなものだ。民を損なうのは、官吏だけではない。地域の実力者〔紳士〕は、権力が絶大だから、その害は民にとっていっそう甚だしいのだ。…豪強の人〔紳士〕が民を損なうことは、このようである。幸いにも彼らが在野の身分のまま〔代議士になるのでなければ〕、法律はまだ施行できる。今、〔その枠を〕超えて代議士となれば、虎が冠をつけた〔ような残虐な官吏の〕ようになり、民を損なうことが一層ひどくなる)』³³⁾

代議制が導入されると、「郷土の秀髦^{じつりよくしや}」が代議士に選任されて、民の自由を奪って一層ひどく抑圧するというのである。「紳士」層から代議士が選任されてしまうのは、国土の広大さや人口の多さからして不可避であった。太炎は言う。

「欧洲諸国、…議士を選挙すること、率^{おほむ}ね五、六万人にして一なり。日本も亦た十万人にして一なるのみ。然れども選ばるる者は、猶ほ豪貴多し。若し中国の四百兆人を計れば、県ごとに其の一を選びて一千四百人を得。猶ほ二十九万分の一なり。数愈よ闊^ま疏なれば、則ち選ばるる者は必ず故官大駟^まに在り。…故官は素と貪^も汙にして、駟^ま僧も又た惟だ錐刀をこれ競ふのみ。直道にして選びてすら、猶ほ佳き者を得る能はず。まして況んや其の関節

より出づるをや。 (西洋諸国は、…代議士を大体五、六万人に一人選び、日本も十万人に一人選ぶだけだ。それでも選ばれる者には豪貴の人間が多い。四億人の中国の場合、県ごとに一人を選出するとすれば、千四百人の代議士が生まれ、二十九万人に一人となる。数が大きくなるほど、選ばれる者は元官僚か仲買商人になる。…元官僚は平素貪欲であり、仲買商人もさらに細かなことを競うほどえげつない。正しいやり方で選んでも良い者を選ぶことは出来ないようだ。まして況んや暗に役所にコネをもつ者の中から選ぶとなれば、尚更であろう)」³⁴⁾

太炎からすると、選挙民の多さは、上に言う「故官」「駢儈」などから代議士を選任せざるを得なくさせる一因なのである。「故官」「駢儈」は「廢官豪民」とも呼ばれ(前述)、「紳士」層に属する。彼は、このように代議制が「紳士」層の地方行政関与を制度的に公認することに反発したのである。中国においては、専制政治は伝統的に行政的要素が強くて近代的意味における司法の独立や政治統合が弱く、皇帝支配もそれほどの圧制に感じられなかったという³⁵⁾。こうだからこそ、彼は専制の方がまだましだと考えたのである。清末の代議制は、彼から見ると、君主権を制限する仕組みというより、地域社会の「虎」のような者に「民を賊う」ことを公認する仕組みに他ならなかった。

以上、要するに、太炎が「地方自治」を批判する理由として、商業を伝統的に蔑視してきた士人が功利的である倫理上の矛盾、および「紳士」層が専横に振る舞う基層社会の現実があった。彼はこの現実を前に、「紳士」が代議士になることを拒んだのである。

小 結

章太炎の「虜憲廢疾」は、きわめて早い時期に「憲法大綱」を批判したものである。彼は議院の立法権の不在を批判する以外に、光緒帝と西太后の二重権力状態および清朝皇族の腐敗なども非難した。その視点は、制度論的レベルにとどまらず、歴史的文化的であった。天皇と日本の民衆、皇帝と中国の齊民との間に恩愛があるのかないのか。封建制から離陸して久しいか間もないか。彼は歴史的文化的に見ることにより、立憲制が中国に適していないと主張した。立憲制は、封建制から離陸して間もない社会に適していて、中国は封建制から離陸して久しいので、齊民の自由平等を奪うことになるからである。また立憲制を実施し代議制をおこなえば、基層社会で専横に振る舞ってきた「紳士」層を代議士として選ぶことになり、国家の政治的統合が強まって、齊民の自由が抑圧されるからでもある。

中国は封建制から離陸して久しい。専制下でも齊民には自由があった。立憲制は認めない。このように主張するなら、中国の歴史と文化の特質を踏まえて、立憲制に代わる新しい社会を構想せねばならない。「諦美之共和」社会は太炎の新しい社会構想であり、この課題に対する

彼の解答であった¹⁾。また太炎は『齊物論釈』(1910)において、莊子や仏教を基に自由について論じた²⁾。これは西洋近代の自由とは違う、中国的な自由について哲学的に考察したものである。そして法制改革についても、彼は中国的なものを問うた上で、法のあり方を考えた。彼は「虜憲廢疾」以外に、「五朝法律索隱」(1908)において中国法を検討し、その問題点と特性を洗い出そうとした。近代法の導入に対する彼の批判は、単なる伝統の復唱ではなかったのである。

要するに、「虜憲廢疾」の特徴は、「憲法大綱」の条文批判にとどまらず、中国の社会や自由についての根本的省察と根底でつながっていたと言えよう。彼は、伝統中国でも「法は尚ほ施くを得」た(「与馬良書」と言ったが、中国法の問題点と特性を一体どのように評価したのか。これについては、稿を改めて考察したい。

注

問題のありか

- 1) 例えば張晋藩「論章太炎的法律思想」(『中国法律史論』, 法律出版社, 1982年)がある。張晋藩論文は、次のように論じた。太炎が①資産階級の立場に立って、資産階級の法治原則に賛成した。②先秦法家など中国の封建的な法律を肯定して、③「事断于法」という法治の立場をたつとんだ。そして、④漢唐律を基準に据えることに反対し、⑤罪と刑のバランスの取れることを説いて、⑥司法の独立した反代議制社会を構想した。しかし、⑦彼は歴史唯心論と形而上学的方法論に立つので、矛盾したところがある。これは中国近代資産階級の軟弱性を反映だ、と。本論文は、評価の視点が形式主義的であること以外に、太炎の中国法の見方について検討の余地を残している。また太炎の代議制批判であると、例えば唐文權・羅福惠『章太炎思想研究』は、太炎が代議制を否定した理由を述べ、彼が代わって構想した「諦実之共和」社会を概観した上で、その意義について論じた。しかし、太炎がなぜこうした法の在り方を構想したのかについては言及しない(第4章「懸群衆、理民物—章太炎の政治学説」「対代議政治的商討」の項、華中師範大学出版社, 1986年)。
- 2) 例えば北京師範大学中文系章太炎著作訳註小組『章太炎<秦政記><秦政記>評註』, 北京人民出版社, 1974年。『章太炎<秦政記>訳註』, 『黒竜江大学学报』1974年増刊。沈濮「從尊法反儒到尊孔讀經—從章太炎思想的演變看中国民族資産階級的特点—」, 『論儒法鬭争』所収, 上海人民出版社, 1975年。宗英・群松「章太炎早期的反孔尊法思想」, 『評法家的歴史作用』下巻所収, 湖南人民出版社, 1975年。湯志鈞「章太炎の歴史觀和他の法家思想」, 『文物』1975—3。湯志鈞「<廬書>修訂和尊法反儒」, 『文物』1976—1など。例えば湯志鈞「章太炎の歴史觀和他の法家思想」は、章太炎の主著の一つである『廬書』や「致吳君遂書」などを手がかりに、太炎が旧民主主義期における資産階級の思想家で、尊法反儒の立場に立って新穎な議論を展開したこと、および通史を書こうとする際、法家の著作の中に「良史」を求めて法家思想を高めたことなどについて論じた。そこでは太炎が法家かどうか問われ、法の内容や太炎が法を論じた背景については検討されなかった。法家であることが思想の評価基準となり、その点が問題となったにすぎない。

第1節

- 1) 1905年海外に憲政考察に派遣された大臣の一人載澤は、「奏請宣布立憲密摺」において立憲制導入の利を三点挙げる。「一曰、皇位永固、…。一曰、外患漸減、…。一曰、内乱可弭、…」である(「憲政初編奏議」, 中国近代史資料叢刊『辛亥革命』(四)所収, 上海人民出版社)。立憲制導入と皇帝の独裁体制との関わりに関心の向けられていることが分かる(第2, 5節参照)。
- 2) 例えば「中英統議通商行船條約」第十二款がそれである(王鉄崖編『中外旧約章彙編』第二冊109頁、

三联書店, 1959年)。『清史稿』刑法志一, 三。また島田正郎『清末における近代的法典の編纂』13頁, 創文社, 昭和55年参照。

- 3) 島田正郎前掲書。宮坂宏「清末の法典編纂をめぐって」, 『法制史研究』14, 1964年。同「清末の近代的法典編纂と日本人学者一刑律草案と岡田朝太郎一」, 『専修大学社会科学研究所月報』46・47, 1967年。小野和子『五四時期家族論の背景』第1章, 京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』第五函, 同朋舎, 1992年。小野和子「清末の新刑律暫行章程の原案について」, 『柳田節子先生古稀記念 中国の伝統社会と家族』所収, 汲古書院, 1993年。張培田「清末の刑事制度改革に対する日本からの影響」, 池田温・劉俊文編『日中文化交流史叢書(二) 法律制度』, 大修館書店, 1997年。李貴連「近代中国法の変革と日本の影響」, 前掲『日中文化交流史叢書(二) 法律制度』所収。卞修全『立憲思潮与清末法制改革』, 中国社会科学出版社, 2003年など。
- 4) 「駁新民叢報最近之非革命論」, 『民報』第4号, 1906年。
- 5) 1906年頃より各地に予備立憲公会(江蘇・浙江・福建の政界や実業界が中心)や憲政籌備会(湖北), 憲政公会(湖南)などが設けられ, 1907年, 康有為は保皇会を帝国憲政会と改称, 梁啓超も政聞社(東京)を立ち上げて立憲運動を展開した。しかし, 立憲予備期間を9年とすることに不満が出て, 1910年には国会連開請願運動が高まった。一方, 革命派は中国革命同盟会結成以降, 1906年に萍郷・醴陵・瀏陽蜂起, 1907年に黃岡蜂起, 惠州蜂起, 欽廉蜂起, 鎮南関蜂起, 1908年に雲南河口蜂起などを試みた。このような形勢不穩の状況に対して, 載澤が立憲制導入の利点の一つとして「内乱可弭」を挙げたのである(本節注(1))。

第2節

- 1) 『清朝続文獻通考』卷三九四, 「憲政二」。楊幼炯『近代中国立法史』51頁, 上海商務印書館, 1936年。
- 2) 楊幼炯前掲書55~56頁。韓大元著, 鈴木敬夫・呉東鎬訳「『欽定憲法大綱』に対する日本明治憲法の影響—『欽定憲法大綱』公布100周年を記念して」, 『札幌学院法学』27—2, 2011年など。松井直之「清朝末期における権利の受容と変容—欽定憲法大綱と臣民権利—」, 『横浜国際経済法学』14—2, 2005年。
- 3) 『大日本帝国憲法義解』9~10頁, 国家学会蔵版, 明治22年。『憲法義解』は, 伊藤博文著になっているが, 大日本帝国憲法の逐条解説書として枢密院会議で配布された説明書がもとで, これは井上毅が主として起草の中心になったと言われる。『憲法義解』には, 伊東巳代治による英訳本(明治22年)と平島及平による漢訳本がある(東亜同文書局, 明治40年)。
- 4) 筒井若水・佐藤幸治・坂野潤治・長尾龍一『日本憲法史』17頁, 東京大学出版会, 1976年。
- 5) 例えば『呂氏春秋』慎大覽察今篇「夫不敢議法者, 衆庶也。以死守法者, 有司也。因時變法者, 賢主也」。
- 6) 織田萬編『清国行政法』第壹卷上68~69頁, 汲古書院復刊, 1972年。
- 7) 前掲『大日本帝国憲法義解』25~26頁。
- 8) ただし, 戊申(1908)十一月の上諭によって, 軍機大臣副署の制が出来た。楊幼炯前掲書40頁。
- 9) 「附 議院法要領」第六條「議院所議事件必須上下議院彼此決議後方可奏請欽定施行」も同様の条項である(『清朝続文獻通考』卷三九四, 「憲政二」)。高橋勇治『中華民國憲法』44~45頁, 有斐閣, 昭和23年。
- 10) 前掲『大日本帝国憲法義解』16~17頁。
- 11) 前掲『大日本帝国憲法義解』94~95頁。
- 12) 「附 議院法要領」第十一條「各省士紳所設研究議事會之會社, 須遵照政治結社集會律辦理。不准藉此斂派銀錢, 擾累地方, 違者由地方官封禁懲治」(前掲『清朝続文獻通考』卷三九四, 「憲政二」)。
- 13) 明治21年6月22日, 森有礼が大日本帝国憲法案の「臣民權利義」の表現を改めて「臣民ノ分際」と修正するように迫ったとき, 伊藤は反論して憲法創設の精神について論じ, 「故ニ若シ憲法ニ於テ臣民ノ權理ヲ列記セス, 只責任ノミヲ記載セハ, 憲法ヲ設クルノ必要ナシ」と反駁した(前掲『日本憲法史』136頁)。伊藤における臣民の権利の位置付けが分かる。明治憲法における君主大権と議会との関係については, 前掲『日本憲法史』13~18, 117~119頁参照。
- 14) 載澤『考察政治日記』575~577, 579, 581頁(鍾叔河編『走向世界叢書 蔡爾康等 <李鴻章歴聘歐美記> 戴鴻慈<出使九国日記> 載澤<考察政治日記>』所収, 岳麓書社)。

- 15) 坂野潤治『近代日本の国家構想』第3章第1節，岩波書店，2009年。
- 16) 坂野潤治前掲書162～170頁。
- 17) 日本に憲政視察に派遣された学部右侍郎の達寿にしても，視察報告に，日本は大権政治であり，大権政治を「欽定して国体を存し主権を鞏くする者」とした。彼は言う。憲法は「欽定憲法」「協定憲法」「民定憲法」の三種に分かれ，「欽定憲法」は君主の親裁に出て，「協定憲法」は君民の協議により，「民定憲法」は民衆に制定権がある。実際の政治も「大権政治」「議院政治」「分権政治」の三種に分かれ，「大権政治」とは君主権力を中心にした政治，「議院政治」とは議會権力を中心にした政治，「分権政治」とは，行政権をもつが，立法権のない大統領と立法だけをする議院によって行われる政治である。そして「倘し国体を持して以て衡と為さば，實に大権政治を以て最善と為す」と。清朝の関心の所在が分かる（「考察憲政大臣達寿考察日本憲政情形具陳管見摺」（前掲『清朝統文獻通考』卷三九三，「憲政一」）。
- 18) 前掲『清朝統文獻通考』卷三九四，「憲政二」。
- 19) 狩野直喜「清朝地方制度」（明治40年11月10日発行，『叡山講演集』原載），『讀書纂餘』所収，弘文堂書房，昭和22年。

第3節

- 1) 『章太炎全集』（四）180頁，上海人民出版社，1985年。「駁康有為論革命書」は『蘇報』原載。『太炎文録』卷二所収。
- 2) 元，徐元瑞の『吏学指南』「老幼疾病」に「廢疾 痴，啞，侏儒，腰脊，折一肢疾者」とある。清，沈之奇撰『大清律輯註』「老小廢疾收贖」（名例律）の「律上註」にも，「廢疾者，或折一手，或折一足，…及侏儒，聾啞，痴呆，瘋，患脚癰之類，皆是」とある。
- 3) 楊幼炯前掲書56頁。韓大元前掲論文は「憲法大綱」の性格を，①臣民の自由の権利規定は，明治憲法に比べて限定的である。②臣民の義務規定は，明治憲法に比べて多い。③君権の範囲が明治憲法に比べて遙かに広くて，君権の擁護色が強い，と指摘する。松井直之前掲論文は，①君権に重きが置かれ，②臣民の権利は恩恵としてしか与えられず軽視されている。逆に，③臣民の義務規定は為政者の支配装置とされている。しかし，④形式的な立憲主義の受容とはいえ，臣民に権利が権利が付与されたことは，画期的であった，と言う。松井氏の④については，権利付与の実質化の程度を検証してから評価する必要がある。
- 4) 前掲『清国行政法』98～104頁。
- 5) 『虜書』（重訂本）通法篇，『章太炎全集』（三）242頁，上海人民出版社，1984年。
- 6) 「代議然否論 附 虜憲廢疾 六條」（以下「虜憲廢疾」と略記。『民報』24号，1908年10月10日）「故旧律以誹謗皇帝為不敬，無不敬皇族之條。雖驕恣如滿洲，不能無仍旧貫」
- 7) 前掲「虜憲廢疾」「原日本所以能尊嚴皇族者，正由皇族不作政官。無他絀繫。又其所謂皇族者，限於王及王妃。其數無幾。今滿洲皇室經費既無定額，是必輔国將軍以上，同受皇族之名，皇族猥多。其故事又必以親王領軍機而貝子貝勒等悉盤拋各部為長官。復以不敬皇族之刑為之訶護」
- 8) 前掲「虜憲廢疾」「彼憲法言議院有建議之權。所有決議事件，應恭候欽定後，政府方得奉行。夫決議而猶待欽定。所謂議員者，猶漢之議郎耳。滿洲雖無議郎，給事中・監察御史，固有建議之權。外此九卿散職，其得議政事亦等。有是，則何賴於議員」
- 9) 前掲「虜憲廢疾」「康熙時行一條鞭法，地丁相并」「故納稅，亦非人人尽有，而版籍不明，編審無効」「今令人人皆納稅當兵，是欲復一條鞭法為租庸調，返招募為府兵也」「推揚度輩用意，尚非如日本之專為国防者，徒懼民心不靖野有斬木之雄。故銳意徵調，使之自相斬滅。與其言人人有當兵之義務，不如言人人有自殺漢人之義務，猶為明白易知矣」
- 10) 李曉東『近代中国の立憲構想』第3章，法政大学出版社，2005年。
- 11) 前掲「虜憲廢疾」
- 12) 喬志強編『中国近代社会史』224頁，台北，南天書局，1998年（北京，人民出版社，1992年原刊）。
- 13) 前掲「虜憲廢疾」
- 14) 「代議然否論」，前掲『章太炎全集』（四）301頁。

- 15) 「馬良請速開国会」(『民報』23号, 1908年8月10日), 湯志鈞編『章太炎政論選集』上冊446頁, 中華書局, 1977年。
- 16) 前掲韓大元論文。
- 17) 前掲「馬良請速開国会」(前掲湯志鈞編『章太炎政論選集』上冊446頁)。
- 18) 小林武・佐藤豊『清末功利思想と日本』(研文出版, 2011年), 第5章「章炳麟の反功利主義思想と明治思想」(小林), 第6章「章炳麟の反功利主義思想と明治の厭世観」(小林)。

第4節

- 1) 「与馬良書」, 『民報』19号, 1908年2月25日。『太炎文録初編』卷二所収。前掲『章太炎全集』(四)185頁。
- 2) 同上, 前掲『章太炎全集』(四)185頁。
- 3) 同上, 前掲『章太炎全集』(四)185頁。
- 4) 「代議然否論」, 前掲『章太炎全集』(四)300頁。

第5節

- 1) 黄東蘭「伝統中国における自治」, 『近代中国の地方自治と明治日本』所収, 汲古書院, 2005年。
- 2) 瞿同祖『清代地方政府』265~266頁(“Local Government in China Under the Ching”, Harvard Univ., 1961. 漢訳修訂本, 法律出版社, 2011年)。
- 3) 前掲喬志強編『中国近代社会史』(187~189頁)によれば, 「紳士」層の構成は複雑で, 挙貢・生員以上の功名をもつ者, 郷居した退職官吏あるいは官銜の身分をもつ者, 軍功労績をもって郷居した者, 武挙功名をもった者の四種がその基本構成である。
- 4) 瞿同祖前掲書271~275頁。
- 5) 瞿同祖前掲書276~280頁。喬志強編前掲書190~192頁。
- 6) 瞿同祖前掲書290~294頁。喬志強編前掲書193頁。黄東蘭「清末地方自治制度の導入と地域社会—川沙事件を中心に」は, 民国『川沙県志』(江蘇省川沙県)に残る城・郷議会の議決案から, 地方自治の内容を整理している。(ア)道路・運河・衛生関係, (イ)教育関係, (ウ)慈悲関係, (エ)自治経費・自治公所関係, (オ)「陋規」の除去, (カ)女巫・「素党」の取り締まり, (キ)その他である。(ア)~(ウ)が「紳士」が携わった旧来の地方公益事業であり, (エ)以下が新しい近代的内容とされる(黄東蘭前掲書290~294頁)。
- 7) 喬志強編前掲書194~195頁。
- 8) 喬志強編前掲書214~216頁。
- 9) 喬志強編前掲書195~196, 215~216頁。
- 10) 喬志強編前掲書218~222頁。
- 11) 瞿同祖前掲書296~307頁。
- 12) 張朋園「奉天等五省士紳当選諮議局議員百分比較表」によると, 「紳士」上層(進士, 挙人, 貢生)は諮議局議員の60.9%, 下層(生員)を含むと, 「紳士」層全体で90.9%を占める(『立憲派与辛亥革命』27頁, 中央研究院近代史研究所専刊24, 1969年)。また「資政院民選議員出身背景比例表」(29頁)を見ると, 「紳士」上層が資政院民選議員の81.6%, 下層を含むと, 89.8%を占めている。地方でも中央でも, 予備立憲のための諮問機関に「紳士」層が深く関わっていることが分かる。
- 13) 喬志強編前掲書196頁。
- 14) 西川正夫「辛亥革命期における郷紳の動向—四川省南溪県—」は, 『南溪県志』(1874)と『重修南溪県志』(1932)を手がかりにして, 同県における「紳士」層の変遷を追跡している(『金沢大学文学部論集』史学篇23)。氏は, 同県の「紳士」層が商業に携わることで致富したこと, 「紳士」下層(生員)が主導的であったこと, 農村の秩序は「団練」という「地主の武装」で維持されたこと, そして清末民国初に支配層に大きな変動が起こったことなどを指摘する。
- 15) 諮議局議員総数1677人中, 郷紳が最も多く, 教育や商業に従事した者がそれに次ぎ, 新式学校の卒業生が3番目である(張玉法『清季の立憲団体』389頁, 中央研究院近代史研究所専刊28, 民国60年)。

- 16) 前掲小林・佐藤『清末功利思想と日本』第5章第1節。
- 17) 前掲小林・佐藤『清末功利思想と日本』第5章第2節。
- 18) 「革命道徳説」と改称。前掲『章太炎全集』(四) 281~282頁。
- 19) 服部宇之吉『清国通考』第二篇第四「吏ト幕友」72~92頁および同書付録「支那地方官の職務」67~74頁(『支那研究』大正5年)は、清末における胥吏の性格と実態について記録する(三省堂、1905年初版。大安、1966年再版)。宮崎市定「清代の胥吏と幕友一特に雍正朝を中心として一」、『東洋史研究』16-4、昭和44年。
- 20) 服部宇之吉前掲書第二篇第四「吏ト幕友」92~100頁。狩野直喜前掲「清朝地方制度」167~168頁。宮崎市定前掲論文参照。
- 21) 「公民自治篇」, 1902年4月8日, 22日, 5月8日, 『新民叢報』五, 六, 七号。本論文は明夷の筆号。
- 22) 前掲「公民自治篇」五号5, 7頁, 六号4頁。
- 23) 前掲「公民自治篇」六号7~8頁。
- 24) 前掲「公民自治篇」六号8頁。
- 25) 瞿同祖前掲書 265~266頁。
- 26) 『清朝続文献通考』卷三九四, 憲政二。
- 27) 「地方自治章程」第一章総綱 第一節自治名義 第一条地方自治, 以專辦公益事宜輔佐官治為主「按照定章, 由地方公選合格紳民, 受地方官監督辦理」(前掲『清朝続文献通考』卷三九五, 「憲政三」)。その第5条「城鎮鄉自治各款」には、地域の学務や道路や衛生関係, インフラ整備, 電車や水道などの公益事業, 農工商務など広範な「自治」の内容が挙げられている。
- 28) 横山英「20世紀初頭の地方政治近代化についての覚書」, 前掲横山英編『中国の近代化と地方政治』所収。
- 29) 『江西』第二・三期合刊, 1908年12月。『辛亥革命前十年間時論選集』第3巻所収, 三聯書店, 1977年。『江西』は、1908年, 東京で江西の留日学生によって創刊された月刊雑誌。
- 30) 前掲「公民自治篇」「夫地方自治即古者之封建也。但古者乱世, 封建其一人, 則有世及自私争戦之患。此所以不可行也。今者升平, 封建其衆人, 聽民自治, 聽衆公議, 人人自謀其公益, 則地利大闢, 人工大進, 風俗美而才智出」(七号3頁)。
- 31) 「法国大革命記」(1906)。湯志鈞編『康有為政論集』上冊592頁, 中華書局, 1982年。
- 32) 前掲「法国大革命記」, 湯志鈞編『康有為政論集』上冊589頁。
- 33) 前掲「与馬良書」, 『章太炎全集』(四) 185~186頁。
- 34) 前掲「与馬良書」, 『章太炎全集』(四) 185頁。
- 35) 滋賀秀三「裁判の準則としての法」, 『清代中国の法と裁判』80頁, 創文社, 1984年。

小 結

- 1) 拙著『章炳麟と明治思潮』108~111頁(研文出版, 1906年)参照。
- 2) 前掲拙著『章炳麟と明治思潮』第三章。前掲小林・佐藤『清末功利思想と日本』第6章参照。

Zhang Bing-lin (章炳麟)'s criticism in “Luxian Feiji (虜憲廢疾)” on “Qinding Xianfa Dagang (欽定憲法大綱)”

Takeshi KOBAYASHI

Abstract

In his paper “Luxian Feiji” (1908), Zhang Bing-lin (1869-1936) criticized “Qinding Xianfa Dagang” of the Qing (清) government. In the early 20th century, the Qing government began to reform the legislation as part of the New Policy Reform. Zhang’s paper was a sharp criticism against the adoption of constitutional and representative rule in the late Qing period. He pointed out that the parliament sketched in “Qinding Xianfa Dagang” did not have a decision-making power, and moreover he argued against the constitutional and representative rule from historical and cultural viewpoints. That is, constitutional and representative rule is suitable for a society which has just gotten out of Feudalism, but China had already been out of Feudalism for 2000 years, and the people were free of despotism. Constitutional and representative rule would oppress freedom of the people, because those like the local-provincial scholar-gentry that oppressed people in the past would be elected to the Parliament in the future.

Therefore, his criticism is based on the understanding of freedom and recognition of local autonomy. Historical and cultural viewpoints are the characteristics of his argument. He consistently made comments against the traditional Chinese laws in his other papers.

Key Words: Zhang Bing-lin, “Luxian Feiji”, “Qinding Xianfa Dagang”, constitutional and representative rule, local autonomy

